

二戸地方振興局長告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、馬淵川沿岸土地改良区（二戸郡一戸町）から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成21年1月13日

二戸地方振興局長 佐々木 雄 康

理事、監事の別	氏 名	住 所	
		変更前	変更後
理事	中 嶋 登	二戸郡一戸町奥中山字西田子547番地	二戸郡一戸町奥中山字西田子550番地6